

伊東市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱

(目的)

第1条 この要項は、市内で開催されるイベントに、乳幼児のおむつ交換や授乳を行うためのスペースとして、移動式赤ちゃんの駅(以下「テント等」という。)を貸し出すことにより、乳幼児を連れた保護者が安心してイベントに参加できる環境づくりを推進し、子育て支援に資することを目的とする。

(貸出しの条件)

第2条 テント等の貸出しを受けることができる団体及びイベントは、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント
- (2) 市内でイベントを主催する団体
- (3) 特定の政治、思想、宗教、営利の活動を目的としないイベント
- (4) 法令又は公序良俗に反しない団体及びイベント

(貸出しの申込み)

第3条 テント等の貸出しを受けようとする者(以下「申込者」という。)は、伊東市移動式赤ちゃんの駅貸出申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 申込者は、貸出しを受けようとする日の7日前までに申請書を提出しなければならない。なお、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出しの承認等)

第4条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、伊東市移動式あかちゃんの駅貸出承認(不承認)決定通知書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。

2 貸出しの希望期間が重複する複数の申込みがあった場合は、伊東市が主催するイベントを優先とし、その他は、原則として先着順とする。

(貸出しの期間)

第5条 テントの貸出期間は、イベントの実施期間に前後3日を加えた期間とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、市長が認める場合は、この限りでない。

(貸出料)

第6条 テント等の貸出料は、無料とする。

(貸出し及び返却)

第7条 テント等の貸出承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、原則として自ら市長が指定する場所においてテント等を直接借り受け、返却しなければならない。

2 使用者は、返却時にテント等に破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、テント等の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 申請書に記載のイベント以外には使用しないこと。
- (3) 取扱説明書に従い適正に管理し及び使用すること。
- (4) 予め定められた期限までに返却すること。
- (5) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合、又はこの要項の規定に違反した場合は、貸出承認を取り消すことができる。

2 前項の場合において、既に貸出しを行っている場合は、市長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

3 貸出承認の取消しにより使用者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

(原状回復)

第10条 テント等の破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修等必要な処置を行い、現状に復さなければならない。

2 補修等が困難な状態まで破損又は汚損している場合、若しくはテント等の全部又は一部を紛失又は滅失した場合は、市長は使用者に対し実費弁償させることができる。

(市の責任)

第11条 テント等の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、テント等の貸出しについて必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。